日行連発第 1303 号
令和 8 年 1 月 7 日

各単位会長　様

日本行政書士会連合会
会長　宮本　重則
許認可業務部
部長　安野　光宣

「自動車販売会社による登録等の手続における行政書士法違反になるものと考えられる例について（令和 7 年 12 月 24 日付・日行連発第 1238 号）」について

日頃より、当会の事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。さて、今般、当会より「自動車販売会社による登録等の手続における行政書士法違反になるものと考えられる例について（令和 7 年 12 月 24 日付・日行連発第 1238 号）」を通知いたしましたが、本件の内容を含め業務に関するご質問やお問い合わせにつきましては、各単位会において取りまとめのうえ、当会へは照会文書としてご送付いただく手続となりますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

また、会員個人から当会へ直接ご連絡されることはお控えいただくようご案内いただくなど、周知へのご協力を重ねてお願い申し上げます。

以 上